



## 印紙税

### 契約書を交わすときの税金

#### ● 印紙税とは ●

土地や建物を購入するときには、売買契約書を取り交わしますが、契約書にはかならず印紙を貼り、また、建物の請負工事契約書や住宅ローン等の借用証書（金銭消費貸借契約書）等にも印紙を貼り、消印をします。これが、印紙税の納付です。

売買契約書は通常2通作成し、売主と買主が保管することになりますが、この2通の契約書にそれぞれ印紙を貼らなければなりません。もし、どちらか一方の契約書に印紙を貼らなかったときは、売主と買主が連帯して納付する義務を負うこととなりますので注意して下さい。借地権の設定または譲渡に関する契約書、建築請負契約書の場合も同様です。

#### 不動産に関する契約書の印紙は

では、次にいくらの印紙を貼ればよいかということですが、下記の表をみて下さい。契約書の種類と記載された金額に応じて印紙税が定められています。

なお、平成17年3月31日までに作成される不動産の譲渡に関する契約書と建築請負に関する契約書については、税額が軽減されています。下記の印紙税額表もこの軽減特例による軽減後の印紙税額を示してあります。

#### 〈不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税額表〉

契約書記載金額	不動産の譲渡に関する契約書	借地権の設定や譲渡に関する契約書、住宅ローン等の金銭消費貸借契約書
1万円未満	非課税	非課税
1万円以上10万円以下	200円	200円
10万円超50万円以下	400円	400円
50万円超100万円以下	1千円	1千円
100万円超500万円以下	2千円	2千円
500万円超1,000万円以下	1万円	1万円
1,000万円超5,000万円以下	1万5千円	2万円
5,000万円超1億円以下	4万5千円	6万円
1億円超5億円以下	8万円	10万円
5億円超10億円以下	18万円	20万円
10億円超50億円以下	36万円	40万円
50億円超	54万円	60万円
金額の記載のないもの	200円	200円